



# 産業・ビジネス

## 農業

### ▶ 農業者年金

問 農業委員会事務局 TEL 282-1711(内線 1227)

平成14年1月1日に制度改正がされた農業者年金は、自分が積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。

決められた範囲内で自由に保険料の設定ができるほか、支払った保険料は全額が社会保険料控除になるなど税制上の優遇措置があります。

### ▶ 農地の所有権を移転するときは(農地法第3条)

問 農業委員会事務局 TEL 282-1711(内線 1227)

農地は、自由に売買・交換・贈与することができません。所有権を移転するときは、農業委員会の許可が必要となります(相続の場合を除く)。なお、農地を取得するには、農業に従事していることなど、一定の要件が必要となります。

### ▶ 農地を相続したときは

問 農業委員会事務局 TEL 282-1711(内線 1227)

農地を相続で取得する場合は、農業委員会での許可は不要です。農地を相続で取得したときは、登記が済み次第、農業委員会へ届出てください。

### ▶ 農地を貸し借りするときは

問 農業委員会事務局 TEL 282-1711(内線 1227)

農地に貸借権を設定するときは、次のいずれかの手続きが必要となります。

- 農業委員会の許可
- 農業経営基盤強化促進法による利用権設定(3年・6年の貸借)
- 農地中間管理事業(10年以上の貸借)

### ▶ 農地流動化促進奨励金交付事業

問 農業委員会事務局 TEL 282-1711(内線 1227)

遊休農地の解消、農用地の有効活用に係る補助事業を実施しています。

### ▶ 農地を転用するときは(農地法第4条・5条)

問 農業委員会事務局 TEL 282-1711(内線 1227)

農地を宅地や資材置場等に転用するときや、転用を目的に所有権の移転等をするときは、市街化調整区域にあっては農業委員会の許可、市街化区域にあっては農業委員会への届出が必要となります。

### ▶ 農業振興各種補助事業

問 農業政策課 TEL 282-1711(内線 1222)

農業の振興を図るため、水田農業対策、ほしいも生産体制の強化・PR、担い手(新規就農者・後継者)対策や地産地消の推進、環境保全型農業の普及に係る各種補助事業を実施しています。

また、有害鳥獣による農作物被害防止対策事業等も実施していますので、ご相談ください。

### ▶ 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)

問 農業政策課 TEL 282-1711(内線 1222)

農振法では、農業の振興を図る農用地を確保するため、農業振興地域を定めています。

何らかの事情でやむを得ず農振農用地から除外するときは、許可が必要となります。

### ▶ 森林の土地を取得したときは

問 農業政策課 TEL 282-1711(内線 1222)

地域森林計画の対象となっている民有林の土地を取得したときは、所有者となった日から90日以内に、農業政策課へ届出が必要となります。

### ▶ 森林を伐採するときは

問 農業政策課 TEL 282-1711(内線 1222)

地域森林計画の対象となっている民有林を伐採するときは、1ha以上の場合は県知事の開発許可、1ha未満の場合は農業政策課へ伐採の90~30日前までに届出が必要となります。また、保安林については、県知事の許可が必要となります。

### ▶ 土地改良事業

問 農業政策課 TEL 282-1711(内線 1224)

耕地(田・畑)の区画整理や、これに付帯する用・排水路、農道、暗きょ排水施設等の整備・維持管理をする事業です。

- ・農道整備事業
- ・水路整備事業
- ・農道・水路維持管理事業
- ・排水機場管理事業

### ▶ 東海村農業支援センター

問 農業支援センター TEL 287-7867

JA常陸が管理運営する農産物直売所「東海ファーマーズマーケットにじのなか」の一角に事務所を設置し、村の農業振興のための拠点施設として、農業をスタートする方の相談支援や担い手の育成支援、環境保全型農業の普及啓発および農機具貸出業務などを行っていますので、お気軽にご相談ください。

- 所在地 石神内宿1167番地9  
※県道358号線「日立東海線」の沿線です。

### ●担い手対策

- ・東海村認定農業者育成事業
- ・新規就農者育成補助事業
- ・新規就農者育成総合対策  
(経営開始資金・経営発展支援事業)

### ●地産地消の推進

- ・地産地消推進事業
- ・東海村ハウス栽培推奨補助事業



## ●その他

- ・環境にやさしい農産物栽培推奨補助事業
- ・カバークロープ栽培推奨事業

## ▶多面的機能支援事業

問 農業政策課 TEL 282-1711(内線 1225)

農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理の推進を行っています。

## ▶中小企業

### ▶中小企業の金融対策

問 産業政策課 TEL 282-1711(内線 1269)  
東海村商工会 TEL 282-3238

#### ●融資制度

村内中小企業の育成と振興を図るため、自治金融制度と特別小口保証制度、商工業特別融資制度を設けています。なお、信用保証料は、村が全額補助します。

#### ●利子制度

次表の利率および期間で実施しているほか、平成3年度から、一部、利子補給も実施しています。ただし、補助金利用者の最低負担利率は年利1%と定め、その差引利率は村で負担しています。

(令和4年9月現在)

	自治金融制度	特別小口保証制度	商工業特別融資制度
融資額	運転資金 1,000万円以内 設備資金 1,000万円以内	300万円以内	500万円以内
融資期間	運転資金 7年以内 設備資金 7年以内	運転資金 7年以内 設備資金 7年以内	4年以内
利率	1.11%	1.11%	0.91%
保証人	要	不要	要

※利率については変動する場合がありますので、ご確認ください。

### ▶創業支援室

問 創業支援室 TEL 212-0856  
産業政策課 TEL 282-1711(内線 1269)

創業支援室は、創業をお考えの方や創業後間もない方のお悩み相談窓口として、東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」の2階に設置されており、商工業・創業の専門家が常駐しています。相談内容に応じて支援策を検討し、提案します。また、必要があれば各種専門家への取次ぎなども行います。事前予約の上、お越しください。

### ▶創業オフィス・創業デスク

問 産業政策課 TEL 282-1711(内線 1269)

東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」2階の創業者向けの入居スペースは24時間365日利用でき、5㎡当たり7,200円からと初期投資を抑えた創業が可能です。また、駅から徒歩3分の好立地で、専門家がいる創業支援室に隣接しており、充実した創業支援が受けられます。

## ▶商工・観光業

### ▶東海村観光協会

問 東海村観光協会 TEL 287-0855

東海村における観光事業の振興を図るとともに、観光資源の整備・開発を促進し、郷土産業の発展向上に寄与することを目的として活動しています。

### ▶東海さくらまつり

問 東海村観光協会 TEL 287-0855

阿漕ヶ浦公園を会場に、桜花を満喫し、春のひとときを楽しく過ごせる場を提供することを目的に、開催されます。期間中には、イベントの実施や、夜桜が鑑賞できるよう、桜のライトアップなども行われています。

### ▶東海まつり

問 東海まつり実行委員会 TEL 287-0855

毎年夏に、山車やみこしなどのパレード、花火大会が実施されます。この祭りは、昭和54年に旧住民と新住民の交流・触れ合いの場となるように始められました。今では住民が企画・運営を実施し、毎年盛大に開催されています。

### ▶大空マルシェ

問 大空マルシェ実行委員会 TEL 287-0855

伊勢神宮の分霊を祀る「大神宮」、そして日本三体虚空蔵尊のひとつ「村松山虚空蔵堂」—それぞれから一字いただき「大空マルシェ」と命名しました。歴史深いロケーションの中、クラフト雑貨や多種多様なフード、心地よいアコースティックライブが楽しめる雰囲気満点のイベントが開催されます。

### ▶東海I〜MOのまつり

問 東海I〜MOのまつり運営協議会 TEL 287-0855

毎年秋に、村の特産品である「サツマイモ」をテーマに、東海文化センターをメイン会場として開催されます。茨城県内で唯一の「イモ」まつりであるこの祭りでは、サツマイモにちなんだイベントが多数実施されます。

